

令和8年4月1日から看板の定期点検が義務化

看板などの屋外広告物は、風雨や雪など厳しい自然環境にさらされています。劣化による落下などの事故を起こせば、「賠償責任」や、企業・店舗等の「信用の失墜」につながります。

このため令和8年4月1日から看板の安全点検のルールを強化する条例改正を行い、すべての広告物は3年に1度の安全点検をすることとなりました。

○主な改正点

1 すべての屋外広告物について3年に1度の点検を義務化

すべての広告物について、有資格者による3年に1度の安全点検を行うこととなりました。

※屋外広告物許可申請が不要な屋外広告物についても、有資格者による3年に1度の安全点検が必要です。

＜屋外広告物表示許可が不要な屋外広告物の一例＞

- ①屋外広告物の第一種、第二種許可地域では、表示面積の合計が15平方メートル以下の自家広告物
- ②屋外広告物禁止地域では、簡易広告物を含む表示面積の合計が10平方メートル以下の自家広告物

*安全点検の対象とならない広告物（規則第22条の2第3項）は以下のとおりです。

- ・はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物
- ・前橋市屋外広告物条例以外の他法令の規定により同等以上の点検を行うとされている広告物

2 有資格者による安全点検の義務化

安全点検ができる有資格者は以下のとおりです。

- 屋外広告士
- 屋外広告物講習会修了者（自治体が主催する講習）
- 建築士（一級、二級、木造）
- 電気工事士
- 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）
- 屋外広告物点検技能講習修了者（民間団体が主催する講習）
- 広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練修了者等

3 安全点検報告書の明確・詳細化

点検項目を以下のとおり17項目に詳細化しました。安全点検報告書報は1更新申請につき1枚作成して下さい。

点検箇所	点検項目
基礎部位・ 上部構造	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱のぐらつき
	3 鉄骨のサビ発生、塗装の老朽化
支持部	4 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形
	5 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落
取付部	6 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	7 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	8 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	9 表示面版・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	10 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	11 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	12 照明器具の不点灯、不発光
	13 照明装置の取付部の破損、変形、サビ、漏水
	14 周辺機器の劣化、破損
その他	15 付属部分の腐食、破損
	16 避雷針の腐食、破損
	17 その他点検した事項

●危険の兆候の事例 ～早期発見が事故を防ぎます～

サビによる腐食



鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆

汚れ



盤面のズレや取付具の欠落は、落下の前触れ

ズレ・欠陥



盤面のズレや取付具の欠落は、落下の前触れ

照明不点灯



漏電の場合は、火災の危険も

【問合せ先】

前橋市役所都市計画課景観・歴史まちづくり係 TEL：027-898-6974